

総基料第243号
平成13年7月17日

東日本電信電話株式会社
代表取締役社長 井上 秀一 殿

総務省総合通信基盤局長
鍋 倉 真

光ファイバ設備等との接続に関する措置について
(平成13年4月6日総基料第101号関連)

光ファイバ設備等との接続に関する手続等に関しては、平成13年7月6日に情報通信審議会から所要の接続約款の変更に関して答申があったところ、同時に別添のとおり、講じられるよう配慮すべき措置が指摘されている。これについては、下記のとおり貴社において適切な措置を講ずると共に、その講じた内容を報告されたい。

なお、「DSL（デジタル加入者線）の普及促進及びMDF（主配線盤）等における接続について」（平成12年7月31日郵電技第3011号）記3（1）・別紙1、「通信用建物等への接続事業者の設備設置（コロケーション）等に関する講すべき措置について」（平成12年9月19日郵電業第3074号の2）記1（1）、「『通信用建物等への接続事業者の設備設置（コロケーション）等に関する講すべき措置について』に関する更に追加的に講すべき措置について」（平成12年12月21日郵電業第3135号）、「『指定電気通信設備のアンバンドル等に関する講すべき措置について』に関する追加的に講すべき措置について」（平成12年12月21日郵電業第3135号の2）及び「光ファイバ設備との接続に関する当面の措置について」（平成13年4月6日総基料第101号）はこれを廃止する。

記

- 1 貴社において、光ファイバ設備との接続の請求に対する回答が「特別な事情」を理由に遅延する場合について、「特別な事情」の具体的な内容につき当分の間3ヶ月ごとに運用状況の報告を行うこと
- 2 光ファイバ設備の留保期間の長短は光ファイバ設備の効率的な利用に影響を与えることから、貴社において一定の運用実績を踏まえ、その妥当性について検証し、必要に応じて見直しを行うこと

(答 申 (抜 粋))

平成13年6月12日付け諮問第1028号をもって諮問された事案のうち光ファイバ設備との接続における手続等について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

1. (略)
2. なお、総務省においては、今後、次の措置が講じられるよう配慮することを要望する。
 - (1) NTT東日本・西日本において、光ファイバ設備との接続の請求に対する回答が「特別な事情」を理由に遅延する場合について、「特別な事情」の具体的な内容につき運用状況を総務省に報告を行うよう求めること
 - (2) 光ファイバ設備の留保期間の長短は光ファイバ設備の効率的な利用に影響を与えることから、NTT東日本・西日本において一定の運用実績を踏まえ、その妥当性について検証し、必要に応じて見直しを行うよう求めること
3. (略)